

## 覚書・『本朝水滸伝』出典拾遺

中野謙一

はじめに

建部綾足の読本「本朝水滸伝」において、「古事記」・「日本書紀」・「萬葉集」との密接な関係がみられることはよく知られている。「本朝水滸伝」全編の注釈書としては新日本古典文学大系本（以下「新大系」）があるが、同書の典拠に関する指摘には少なからぬ遺漏や、前・後編での不統一などがみうけられる。たとえば、胡丸が登場する場面に用いられた「鬪鼠むすびは梢こずえもとむとあしひきの山の獵夫うまにあひにけるかも」（前編第六条）という歌について、新大系は「出典不詳」とするが（三五頁）、『萬葉集』卷三・二六七番歌が「そのまま借用」されていることは明らかであり、しかも後編第二十一条にみえる「獵男サツヲ」の語に対する注ではこの萬葉歌を挙げる（一四三頁）、といった具合である。他には飯田正一氏校注「本朝水滸伝 後篇」<sup>③</sup>に付された「略注」があるが、書名のとおり後編のみを対象としたものである。

それでも『萬葉集』の利用に関しては、寺島員章氏が三つの方法に分類して具体的に論じている。寺島氏は「古事記」や「前々太平記」などの利用についても例を挙げながら指摘しているが、『日本書紀』についてはほとんどふれていない。本稿では、「本朝水滸伝」のうち、これまでに典拠が示されていない箇所や、示された典拠に問題のある箇所をいくつか指

摘しながら、『日本書紀』や『続日本紀』等がどのように用いられたのかについて考察する。

—

倉麻呂・村主の二人は、豊丸・角丸に欺かれて、その死骸をいよ、二王の御骸なりとおもひ、棺ざまの箱にをさめ奉り、此儘都に守りかへし奉らんと思ひ居しに、又おもひめぐらして相議て曰、「我々勅を蒙りしは、只押勝を討べきのみなり。二人の王を殺し奉れと侍るむねにはあらず。……か、らばとやせんずる」と、心得深き軍帥を集めて、種々いひあはせてはべりける中に、物部勝成といふもの思ひめぐらして曰、……。

右は第五条の冒頭である。その前の第四条で、官軍の将である藤原倉麻呂（倉丸とも）・石村村主は恵美押勝の籠もる三尾が崎の西城を攻め落とすものの、皇太子道祖王とその兄塩焼王（実は身代わりの明石豊丸・小田角丸）を死なせてしまつたうえ、押勝とその家人の主立った者たちの屍は得られず、むなしく京へ帰ろうとする。ここは、このまま帰つては二王を横死させたことで却つて天皇の怒りをかうのではないか、押勝追討の功も認められないのではないかと心配した二将が、配下の部将たちを集めて相談する場面である。そこで「心得深き軍帥」の一人として物部勝成という者があらわれ、二王の屍に対する偽装工作や押勝らの首を捏造することなどを献策する。勝成の策を用いて凱旋した倉麻呂以下の将兵が恩賞にあずかるまでが第五条である。倉麻呂・村主・勝成らは以後の物語に登場しない。

さて物部勝成について、新大系は「架空人物。物部道足とか物部広足など万葉集東歌の歌人の名をヒントにしたかもしれない」と注している（三〇頁）。「東歌」は防人歌の誤りであるが、たしかに『萬葉集』巻二十に信太郡物部道足（四三六五・四三六六、常陸国）や荏原郡上丁物部広足（四四一八、武蔵国）の名がみえる。引用は省略するが、いずれの歌も勝成という人物の構想にヒントを与えるような内容を含んでおらず、無姓の物部氏であること以外に道足・広足と勝成と

の接点はみられない。無姓の物部氏ということであれば、他に国造丁長下郡物部秋持（四三二一、遠江国）以下七名が防人歌の作者としてみえるのに、なぜ道足・広足を挙げたのかも疑問である。

ところで、『本朝水滸伝』の出典の一つとされる『前々太平記』では、惠美押勝を追討する官軍のなかに物部広成という人物が出てくる。<sup>(5)</sup>

……斯て官軍海陸より推寄ると聞えしかば、押勝偽道祖王の兄、塩焼王を立て、新帝と号し、……天子の御旗を指拵、精兵数千騎を三手に分け、高嶋の西なる山を後に当て陣を取。官軍授刀物部広成は山に添ふて押寄る。日下部、佐伯は兵船を飾りて海面に漕並ぶ。押勝が軍卒広成が寄するを待受、矢軍少々挑合ふて、抜連て入乱れ追つ返しつ、半時ばかり戦ひしが、互に勝負も見ざりけり。広成、宵より後なる山奇の森陰に軍兵を伏置きける。相図の時至りぬれば、戦の最中に近所の在家に火を掛けて、漲り落る潮頭の如く喚き叫、真黒になつて切て掛る。押勝が士卒、思ひも寄らぬ伏兵に襲立られ足立乱る。其処を得たりや応と広成先頭に進んで縦横無碍に斷破れば、八方に散乱れ進退度を失ひ、浜際に落集まり船を尋ねて乗るもあり、山に入りて落るもあり。押勝は敗軍の体を見るより船にとり乗、浅井郡塩津を指して漕出すに、……。

右のように、広成の置いていた伏兵が戦局を一気に好転させ、広成自身も先頭に立つて戦い押勝を敗走させる。この物部広成の名を一字改め、役回りを大幅に変更して作り出されたのが『本朝水滸伝』の物部勝成であると考えられる。

念のため、『前々太平記』が参照したとされる書物を確認しておこう。同書が直接拠り所しているのは『本朝通紀』・『日本王代一覽』といった通史の類である。まず、『本朝通紀』には「発スニ精兵数千ヲ。官軍ノ授刀物部広成等与レ之戦テ大ニ敗ルレ之ヲ。押乗テレ舟ニ通レテ向フニ浅井ノ塩津ニ」となつていて、押勝を敗走させたことはみえるが、伏兵を置いたことなどは記されていない。『日本王代一覽』には物部広成の名はみえない。最後に『続日本紀』をみると、「遣ハシテ精兵数千ヲ而入ニ愛発ノ関ニ。授刀物部広成等拒テ而却クレ之ヲ。押勝進退失フレ抛ヲ。即乗テレ船ニ向ニ浅井ノ郡塩津ニ」とあつて、

実は広成が相手にしたのは別働隊数十人にすぎなかったことがわかる。「続日本紀」は押勝の退路を断つたことを広成の功として特記したのであるが、「本朝通紀」は「数十」を「数千」と誤り（あるいは作為的に改め）、「授刀」にすぎない広成が押勝本隊を破つた将であるかのように記してしまった。それに大幅な脚色を加えて作り上げられたのが、「前々太平記」に登場する智勇兼備の物部広成である。「前々太平記」が新たに伏兵の趣向をとり入れたことで、広成には智将という個性が与えられたのである。

ただし、「本朝水滸伝」においては官軍と押勝軍との間で正邪が反転することに注意しなければならない。広成の個性を受け継ぐはずの物部勝成は、たしかに官軍の「心得深き軍帥」として登場する。しかし、彼が提案したのは、押勝主従の首をでつちあげて自らも恩賞にあずかろうとする奸計であつた。「前々太平記」の広成が官軍の将として發揮した（智）は、「本朝水滸伝」においては上をも欺く（奸智）に貶められてしまうのである。だからこそ、實在した官軍の将たちは名を改められる必要があつたのではないか。藤原倉麻呂・石村村主の二人は、物部勝成の場合と同じく、実際に押勝と戦つて功を立てた藤原朝臣蔵下麻呂・石村村主石楯<sup>⑩</sup>をもとにして作られた人物であろう。両者については、新大系が「前々太平記」にもとづく名とするが（二〇頁）、「前々太平記」には「石村石楯」とあつて「村主」の名に至る手がかりが無い。「日本王代一覽」は「石村々主」として石楯の名を記していないから、それを綾足がそのまま用いたとも考えられるが、「続日本紀」を直接参照し、本来姓である村主を個人名に改めたのかもしれない。総じて「本朝水滸伝」が實在の人物をその立場や役職なども含めて利用する場合、反乱軍の陣営に連なる者たちは、橘諸兄から大伴池主・秦八千島までほとんどそのままの名で登場させているのに対し、道鏡の陣営に属する者たちは、道鏡を除き、その名に何らかの手を加えているようである。官軍すなわち道鏡側の将として蔵下麻呂・石楯・広成を登場させるには、やはり名を改めなければならなかつたのだろう。<sup>⑪</sup>

「先、書直知徳は、日本異国の学びにとみて、歌は詩も作出はべるに、面をかへ才をかくして都わたりにしのおせおきて、都のありさまをうかゝひとらせん。道首口足は、物よくいひとりて、言は漢語をさへ弁へたり。もとより人心の薄き厚き、直なるまがれる、只一度見て暁しするものなり。彼は伊勢・紀伊の国にしればせん。又高橋朝臣手力は、威勢他にまさりて欺をいれず。彼は武蔵・毛の国にさむらはせん。又和尔部真太刀は、太刀撃の術にすぐれ、我とおもひあがらんをばうち伐り、またその気いとはやくて、心の裏を直にみとる物なれば、北国にさむらはせん。……三田首奇丸は、種々の術をしりて、もゆる火をとりて、山をまのあたりうちなびかせなどするに、さる術もて人をいれんは常陸・陸奥・総の国ぞよからん。又布勢臣古丸は、心はなやがず、うちしづめて始終をしめ知るべき物なり。これは筑紫の国にしればせん。又神麻舎人は、神言よくわきまへて、人の懐みをしゆべきものなり。是は吉備・出雲の方につかはさん。又忌部宿禰海道は、よく汐合の事をしり、天地の気をも考へ馴たり。彼は阿波・土佐の浜辺に居らせん。……」と定めて、とりぐにいひはからひける。

右は第七条の一節で、押勝は家人八名を選び、伊吹山から各地に潜入させる。この八人はみな異能の士として設定されているのだが、その名はいかにして作られたのか。

まず、新大系の注するところを挙げてみる（四七―四八頁）。

書直知徳

「文直成覚」「古麻呂」（続日本紀・靈龜二年）らの名から暗示を受けた架空人物。

道首口足

道公首名（懷風藻）あたりから暗示を得て命名した架空人物。

高橋朝臣手力

高橋朝臣毛人（続日本紀・和銅四年）、同国足（同・天平十五年）など、実在人物の名から暗示を得

て命名した架空人物。手力は手力男命（古事記）の連想か。

和尔部真太刀

和珥部臣君手（続日本紀・大宝元年<sup>⑬</sup>）などから連想、命名した架空人物。

三田首奇丸

三田首五瀬（続日本紀・大宝元年）あたりから連想、命名した架空人物。

布勢臣古丸

布勢朝臣清直（続日本紀・宝龜三年）、同清道（同・天平宝字五年）らから連想命名した架空人物。

神麻舎人

神麻統連子老（続日本紀・神護景雲三年）その他から連想命名した架空人物。

忌部宿禰海道

忌部宿禰狛麻呂（続日本紀・大宝二年）、同鳥麻呂（同・神護景雲元年）らから連想命名した架空人物。

物。

このように、『続日本紀』にみえる実在の人物の名から連想したとする点ではほぼ一貫しているものの、示された年次にはほとんど規則性が無く、同一の氏姓をもつ者が多数みえる場合にどの名を挙げるのかといった基準もわからない。右のうち、和尔部真太刀と三田首奇丸の命名のもとになった人物は、ともに『続日本紀』の大宝元年の記事にみえるというから、そのあたりから探ってみよう。

勅<sup>ニ</sup>親王<sup>巳</sup>下<sup>ニ</sup>准<sup>ジ</sup>テ<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>官位<sup>ニ</sup>賜<sup>レ</sup>食<sup>一</sup>封<sup>ヲ</sup>。又壬申年ノ功臣<sup>ニ</sup>モ隨<sup>レ</sup>功<sup>一</sup>行<sup>レ</sup>功<sup>一</sup>封<sup>ヲ</sup>並<sup>ニ</sup>各有<sup>レ</sup>差。又勅<sup>ス</sup>ラク先朝論<sup>シ</sup>レ功<sup>ヲ</sup>行<sup>レ</sup>封<sup>ヲ</sup>時、賜<sup>ニ</sup>村国<sup>ノ</sup>小依<sup>ニ</sup>二百二十戸。当麻公<sup>ノ</sup>国見<sup>ノ</sup>。県犬<sup>ノ</sup>養<sup>ニ</sup>連<sup>大</sup>侶。榎<sup>ノ</sup>井<sup>ノ</sup>連<sup>小</sup>君。書<sup>ノ</sup>直<sup>知</sup>一徳。書<sup>ノ</sup>首<sup>尼</sup>麻呂。黄文<sup>ノ</sup>造<sup>大</sup>伴。大伴<sup>ノ</sup>連<sup>馬</sup>来田。大伴<sup>ノ</sup>連<sup>御</sup>行。阿倍<sup>ノ</sup>普<sup>勢</sup>臣<sup>ノ</sup>御主人。神麻加<sup>一</sup>牟<sup>一</sup>陀<sup>一</sup>君<sup>一</sup>児<sup>一</sup>首<sup>一</sup>十一人<sup>ニ</sup>各<sup>一</sup>百戸。若<sup>カ</sup>校<sup>部</sup>臣<sup>ニ</sup>五百瀬。佐伯<sup>ノ</sup>連<sup>大</sup>目。牟<sup>宜</sup>都<sup>君</sup>比呂。和<sup>尔</sup>部<sup>君</sup>手<sup>四</sup>人<sup>ニ</sup>各<sup>一</sup>八十戸<sup>ヲ</sup>。凡<sup>十五</sup>人<sup>ハ</sup>賞<sup>雖</sup>ドモ<sup>ニ</sup>各<sup>異</sup>ナリト<sup>一</sup>而<sup>同</sup>ク居<sup>ニ</sup>中<sup>ニ</sup>宜<sup>ク</sup>ニ依<sup>テ</sup>レ令<sup>ニ</sup>四分<sup>ノ</sup>之一<sup>ニ</sup>伝<sup>フ</sup>レ<sup>子</sup>ニ<sup>一</sup>……

（大宝元年七月壬辰条）

先<sup>ニ</sup>是<sup>ヨリ</sup>遣<sup>ハ</sup>シ<sup>ニ</sup>大<sup>倭</sup>ノ国<sup>忍</sup>海<sup>ノ</sup>郡<sup>ノ</sup>人<sup>三</sup>田<sup>ノ</sup>首<sup>五</sup>瀬<sup>ヲ</sup>於<sup>テ</sup>对<sup>馬</sup>嶋<sup>ニ</sup>治<sup>タ</sup>ヒ<sup>ニ</sup>成<sup>サ</sup>シム<sup>黄金</sup>ヲ<sup>一</sup>。至<sup>テ</sup>レ是<sup>ニ</sup>詔<sup>シ</sup>テ授<sup>ケ</sup>テ<sup>五</sup>瀬<sup>ニ</sup>正六位上<sup>ヲ</sup>一賜<sup>ニ</sup>封<sup>五十</sup>戸<sup>・</sup>田<sup>十</sup>町<sup>并</sup>一純<sup>綿</sup>布<sup>一</sup>鍬<sup>ヲ</sup>一仍<sup>テ</sup>免<sup>ス</sup>ニ<sup>雑</sup>戸<sup>ノ</sup>之名<sup>ヲ</sup>一。……又贈<sup>右</sup>大臣<sup>大</sup>伴<sup>ノ</sup>宿<sup>祢</sup>御<sup>行</sup>首<sup>遣</sup>シ<sup>テ</sup>レ<sup>五</sup>瀬<sup>ヲ</sup>治<sup>ハ</sup>レ<sup>金</sup>ヲ<sup>一</sup>。因<sup>テ</sup>賜<sup>ニ</sup>大<sup>臣</sup>ノ子<sup>ニ</sup>封<sup>百</sup>戸<sup>田</sup>四十<sup>町</sup>ヲ<sup>一</sup>。〈注、年代曆二曰、於<sup>ニ</sup>後<sup>五</sup>瀬<sup>カ</sup>之<sup>詐</sup>欺<sup>発</sup>露<sup>ハ</sup>ル<sup>ニ</sup>。知<sup>シ</sup>ヌ<sup>贈</sup>石<sup>大</sup>臣<sup>ハ</sup>

和尔部真太刀の名は、七月壬辰条にみえる「和尔部君手」の名と、「太刀撃の術にすぐれ」た人物とする構想によつて作られたものと考えられる。「和尔部」と表記された例は他にみえないから、和尔部真太刀の名の拠り所は右の記事に特定されるのである。三田首奇丸の名も、八月丁未条にみえる「三田首五瀬」の名と、「種々の術」を使う人物とする構想によるものとしてよい。「三田首」は他にみえない。なお、三田首五瀬は対馬島貢金に絡む詐欺事件を起こした人物であり、妖術師の素材としてふさわしいといえなくもないが、事件の詳細が記されていないため氏姓の借用にとどめられたのだろう。

ここで注目したいのは、大宝元年七月壬辰条の挙げる壬申の功臣十五名のなかに、「和尔部君手」のほか「書直知徳」・「阿倍普勢臣御主人」・「神麻加牟陀君児首」といった名がみえることである。まず書直知徳について、新大系が「文直成覚」「古麻呂」の名を挙げたのは不可解といわざるをえない。まったく同じ文字の名があるではないか。飯田氏「略注」が「知徳ある士の意としたのであろう」というのに加えて、「書直」の姓も「日本異国の学びにとみて、歌は詩も作出はべる」とされる人物に適うものといえる。次に「阿倍普勢臣御主人」であるが、その名から直ちに布勢臣古丸の名が考案されたというには、やや距離がありすぎると思われる。布勢臣古丸に最も近い名は「布勢臣耳麻呂」であろう(『日本書紀』天智七年九月丁未条・『続日本紀』大宝二年正月乙酉条)。しかし、書直知徳・和尔部真太刀、そして次に述べる神麻舍人を含めると、『本朝水滸伝』の作中人物三人のものになった名が集中してみられるのが、この大宝元年七月壬辰条である。おそらく綾足は、壬申の功臣「阿倍普勢臣御主人」の名を意識しながら、阿倍普勢臣という複姓を避けて、少し後にみえる「布勢臣耳麻呂」の名を代わりに用いることにしたのではないか。「布勢臣耳麻呂」をもとにしつつ、「心はなやがず」という個性を表示させた名が布勢臣古丸であろう。ここでは布勢臣古丸を布勢臣耳麻呂の名にもとづいて命名されたものとしておく。

「神麻加牟陀君児首」は、版本の傍訓と音合符によればカミアサ・カムタの君コヲフトと訓むことになる。『日本書紀』

にみえる三輪君子首（天武元年六月甲申条・同七月辛卯条）、大三輪真上田子人君（天武五年八月是月条）と同一人物であることは明らかで、（大）ミワのマカムタの君という複姓を版本は誤読したのである。音字の「麻」を訓字とみなしてカミアサ・カムタの君と訓んでしまったのだが、綾足が大宝元年七月壬辰条からカミアサの姓を見出したとすれば、彼は版本の訓を疑わなかったことになる。「神麻」の文字はそのままにして、傍訓のカミアサを音便化させたのが神麻舎人の「神麻」の姓であったと考えられる。この姓には「神言よくわきまへて」という個性を示す「神」の字が含まれており、「舎人」の方にさしたる意味は無いようである。なお、「神麻」という字面だけなら新大系の指摘する次の記事にもみえるが、

伊勢ノ国飯高郡人正八位上飯高ノ公家継等三人、左京人正六位上神麻統ノ連足麻呂・子老、右京人神麻統ノ連足目等廿六人、摂津ノ国嶋上ノ郡人正六位上三嶋ノ県主広調等、並ニ賜ニ姓ヲ宿禰ト一。

（神護景雲三年二月辛酉条）

版本は「神麻統連」をカンヲミの連と訓んでおり、ここから「神麻」を取り出したとは考えにくい。やはり、「神麻加牟陀君児首」の名を挙げるべきであった。

ここまで、八人のうち五人の名前については出所を特定することができたが、道首口足・高橋朝臣手力・忌部宿禰海道道の三人が残されている。まず口足について、新大系は「懐風藻」に「道公首名」がみえることを指摘している。この人物から連想されたという点に異議は無いが、『続日本紀』に九箇所も記事がある道君（公）首名の場合にかぎって、新大系が「懐風藻」を挙げるのはなぜか。おそらくは、『本朝水滸伝』の道首口足が「物よくいひとりて、言は漢語をさへ弁へたり」とされているからだろう。漢詩一首が伝わる首名と、「漢語をさへ弁へたり」という個性との関連を指摘したかったのではないか。しかし、『懐風藻』にみえる詩人から暗示を得て作られる人物としては、口足よりも「詩も作出はべる」とされる書直知徳の方がふさわしい。ここでは「懐風藻」を持ち出すよりも、『続日本紀』の次の記事を挙げるべきである。

令シテ下三正七位下道ノ君首名ヲ一説中僧尼令ヲ于大安寺ニ上。

（大宝元年六月壬寅朔条）

道君首名は大寶律令の撰定にたずさわった人物で（文武四年六月甲午条）、ここでは僧尼令の講説を行っている。大安寺

で僧尼令を説いたことが、「物よくいひとりて、言は漢語をさへ弁へたり」という口足の個性のもとになったと考えられる。「口足」がその個性を表す名であることはいうまでもない。なお、綾足は「道君」では押勝の家人に不相応と思つたのか、君姓に替えて「首名」という個人名からとつた首姓を用いている。

右に引いた六月壬寅朔条は、直後に

正五位上忌部宿禰色布知卒。詔贈従四位上。以壬申年功也。

(同年六月癸卯条)

という記事が続いている。忌部宿禰色布知が壬申の功臣とされている点で、書直知徳らの名があつた同年七月壬辰条ともつながってくる。この「忌部宿禰色布知」という名に、「よく汝合の事をし」る人物とする構想が重なつたのが忌部宿禰海道の名であると考えられる。新大系が挙げたのはいずれも叙位記事で、多数の氏人のなかから狛麻呂・鳥麻呂の両名を選んだ理由も不明である。<sup>16)</sup>

最後に高橋朝臣手力について、新大系が「手力は手力男命(古事記)の連想か」というのはそのとおりであろう。<sup>17)</sup>しかし、「高橋朝臣」に関しては毛人・国足の叙位記事を挙げるばかりで、やはり両名と手力とを結びつける材料は無い。他の氏人にも高橋朝臣手力と関係のありそうな人物はみあたらないから、他の七人の例から推測するしかない。それらを整理してみると、

大宝元年六月壬寅朔条 道君首名(↓道首口足)

大宝元年六月癸卯条 忌部宿禰色布知(↓忌部宿禰海道)

大宝元年七月壬辰条 書直知徳(↓書直知徳)・神麻加牟陀君児首(↓神麻舎人)・和尔部君手(↓和尔部真太刀)

大宝元年八月丁未条 三田首五瀬(↓三田首奇丸)

大宝二年正月乙酉条 布勢臣耳麻呂(↓布勢臣古丸)

となつて、いずれも大宝元年から同二年にかけての記事にもとづく命名であることがわかる。中心に位置するのは、やは

り大宝元年七月壬辰条で、壬申の功臣三人の名が『本朝水滸伝』の作中人物の命名に用いられている。押勝により各地に派遣された八人の筆頭である書直知徳の名もここから出ている。そして、同年六月から八月までの間に視野を広げてみると、さらに作中人物三人の手がかりとなる名が発見できる。版本（第一冊）の丁数を示すと、

二四丁ウ―道君首名・忌部宿禰色布知

二五丁ウ―書直知徳・神麻加牟陀君児首・和尔部君手

二七丁ウ―三田首五瀬

となり、わずか四丁のなから、ここで扱っている八人のうち六人までの手がかりが得られるのである。このことからすれば、綾足はまず、大宝元年七月壬辰条にみえる壬申の功臣一五名のなから作中人物に利用できそうな名を選び出し、足りなくなると前後の丁から適当な名を拾っていったのではないか。壬申の功臣に目をつけた理由の一つとして、彼らのなかに下級氏族の出身者が多かったことが挙げられるだろう。押勝の家人とする以上、身分が低そうにみえる名を与えなければならなかったはずである。

さて、高橋朝臣手力であるが、もう少し範囲を広げて「高橋朝臣」を求めると、次の記事がみつかる。

以<sup>テ</sup>二守民部ノ尚書直大式粟田朝臣真人<sup>ヲ</sup>一為<sup>ス</sup>二遣唐執節使<sup>ト</sup>一。左大弁直広参高橋朝臣笠間<sup>ヲ</sup>為<sup>レ</sup>大<sup>ト</sup>使<sup>ト</sup>。右兵衛ノ率直広肆坂合部宿禰大分<sup>ヲ</sup>為<sup>レ</sup>副<sup>ト</sup>一使<sup>ト</sup>。……  
(大宝元年正月丁酉条)

この高橋朝臣笠間は遣唐大使に任ぜられたものの渡唐しなかつたらしく、大宝二年八月己亥条にも造大安寺司に任ぜられたことがみえる。大宝元年七月壬辰条により近い同年正月丁酉条を右に引いたが、高橋朝臣笠間の上には粟田朝臣真人の名がみえる。『本朝水滸伝』第七条に恵美押勝の亡妻の父として粟田朝臣真人の名があらわれるという関係もあるので、大宝元年正月丁酉条をもって綾足が直接の抛り所とした可能性の最も高い記事としておきたい。

以上によれば、『本朝水滸伝』第七条で各地に派遣される八人の名は、『続日本紀』のうちごく狭い範囲だけをもとにし

て作り出されたものであったことになる。高橋朝臣笠間(二二丁オ)から布勢臣耳麻呂(三〇丁オ)まで、一〇丁を数えるばかりである。

三

……秋をぎ・朝がほなどの花すりたる衣をさせ、高麗にしきの紐をゆひ、赤玉かざりたる帯をゆひたるに、かたへの女どもは、男なすおとりたるに、俳人打守り、「よき妾ぞあれ、文石君がわかれ、四人の物いひかけ給はんに、さる男のはしめをいかにせん」とて打わらひ、……

右は第二十四条で、吉備の武鹿が女装して芸能者集団に紛れ、文石の倭蜘蛛の館に潜り込もうとする場面である。傍らの女たちが男のようにみえてしまうほど美しく装った武鹿をみて、集団を率いる「俳人」が発したことは不明の点がある。まず、「文石君がわかれ、四人の物いひかけ給はんに」という部分は関大本に無く、削った方がすっきりするのだが、「この辺、脱字ないし誤字あり」とみるべきだろう。そのままにすると、「四人の物」などは不明となるが、おおよそ(文石君が言い寄りなさるうに……)といった意味になるのではないか。問題は、その後の「はしめ」である。『全集』および新大系によれば、「はしめ」とする写本(史料本・九大本・天理本)と「始」の字をあてる写本(静嘉堂本・関大本)とに分かれるようである。そして、『全集』・新大系ともここを「愛し女」かとしているのはいかがであろうか。なお飯田氏の『後篇』は、底本である関大本のとおり「始」としているが、その点については特に注記していない。

ここで思い起こされるのが、『日本書紀』の次の一節である。

因テ問ヒテ陰神ニ曰ク、汝身有ル何成耶。対ヘテ曰ク、吾身有リニツノ雌元之処。陽神ノ曰ク、吾身亦タ有リニ

ヲハジメトイフトコロ。思下<sup>オモフ</sup>。欲以テ<sup>ホシ</sup>ニ吾ガ身元<sup>ミマガミノハジメトイフトコロ</sup>。処<sup>トコロ</sup>一合<sup>アハジメトイフシガミ</sup>中<sup>ナカ</sup>。汝身之元<sup>ニハジメトイフトコロ</sup>。処<sup>トコロ</sup>ニ上<sup>ノ</sup>。於是<sup>コト</sup>ニ陰陽始<sup>メ</sup>テ<sup>テ</sup>違<sup>ヒ</sup>。合<sup>アハジメトイフトコロ</sup>ニ夫婦<sup>ヲトメトイフ</sup>一。

(神代上第四段本書)

版本では「雌元之処」がメノハジメトイフトコロ、「雄元之処」がヲノハジメトイフトコロと訓まれている。そして、『本朝水滸伝』には次の例がある。

「君達、さなちかく居より給ひそ。彼は我妹<sup>わが</sup>にて侍り。はぢをかたらざれば、其理はわきたまはじ。渠<sup>か</sup>めはかたわにて、物申<sup>まをす</sup>ことかなはず。其うへからだに、めのはじめといふ物なくて、小便<sup>こ便り</sup>はへソよりながれ出るに、いとくくさし。……」

右は第四十三条、藤原の清川が阿曾丸の配下を楊貴妃から遠ざけようとして言ったことばである。「めのはじめ」について、新大系は「女性のシンボル」と注している(二七四頁)。神代紀に由来することばとして用いられたことは明らかである。とすれば、第二十四条にみた「男のはじめ」は「男のはじめ」、男性のシンボルと考えるべきではないか。そうすると、俳人が「打わら」っていることについても説明がつく。女装した武鹿の美しさを称えながらも、彼は次のように言う。男性のシンボルだけではどうにもなるまいて——。俳人は自分が言った「下ネタ」で笑っているのであった。

なお第二十四条では、「稚室のほぎこと」という舞台の設定<sup>(21)</sup>から、武鹿が女装して宴に紛れ込み<sup>(22)</sup>、妹を通じて正体を明かそうとする筋立て<sup>(23)</sup>、そして散りばめられた語句に至るまで、幾重にも『日本書紀』が用いられているといえる。そのなかにあつて「男のはじめ」は、古語が隠語的に機能する特殊な例である<sup>(24)</sup>。

おわりに

与えられた紙数は尽きているが、最後に『本朝水滸伝』全体の構想について、『水滸伝』との関係のみておきたい。曲亭

馬琴は次のようにいう。綾足は恵美押勝を第三条では晁蓋に擬し、その後は宋江に擬している、と（『本朝水滸伝を読む并に批評』）。また麻生磯次氏は、「道祖王又は清麻呂も宋江になぞらへられる」とする（『江戸文学と中国文学』）。指摘された関係を見ると、たしかにそれぞれ似通ったところはある。しかし、宋江を単純に梁山泊の主として捉えるならば、これに擬せられるのは道祖王以外にありえない。宋江と道祖王との比較により、綾足による翻案の特徴をみることができないではないか。

まず、彼らは中央政権に対しいかなる姿勢をとっているのか。宋江も道祖王も中央政権からの圧迫によつて反乱軍に身を寄せる。しかし宋江は、君側の奸である高俅や童貫と戦うことはあつても、徽宗には死んでも忠誠を尽くしている。これに対し道祖王は、道鏡らと戦つて皇位を勝ちとろうとする存在である。王自身の意向は明確でないが、少なくとも押勝は彼を即位させようとしている（第四条）。この差は、英明とされる徽宗と、すでに道鏡との密通に及んでいる高野天皇（孝謙）との相違から生じているといえる。綾足は孝謙を無道の君とすることで、伊吹山の主たる道祖王をやがて復すべき正統として位置づけるのである。

次に、彼らは反乱軍の陣営内でいかにして盟主たりうるのか。宋江は人望だけが取り柄といつてよい。『水滸伝』の登場人物たちによる彼の評判は、宋江の前に梁山泊の主だった晁蓋をはるかに凌いでいる。ゆえに物語は晁蓋の死を要請し、それが果たされることで名実ともに宋江が梁山泊の主となるのである。一方、『本朝水滸伝』のなかでは、貴人・官人・蒼生という身分差が明確に設定されている（第一条）。したがつて、貴人であるだけで上に立つことはできるはずだが、それでは兄の塩焼王との優劣が問われてしまう。そのため道祖王は前提的に皇太子の地位を与えられており、さらに兄の身代わりになって死のうとする場面（第四条）が設けられていると考えられる。有徳者と認められたうえで伊吹山の主におさまるのである。しかし、その後も塩焼王は、抛つておくと兄という資格で復すべき正統となりかねない存在なのであり、物語ははじめから塩焼王の死を要請しているのである。とすれば、馬琴が「塩焼王は初より晁蓋めきたる事はなし、只箭

を受けて身まかり給ふ段のみ、その枉死の相似たるのみ」というのに反して、塩焼王と道祖王はそれぞれ晁蓋と宋江に当初から擬せられていたのではないか。

## 注

- (1) 『本朝水滸伝 紀行 三野日記 折々草』(岩波書店、一九九二年一〇月)。校注者は前編が高田衛氏、後編が木越治氏。『本朝水滸伝』の引用は原則として新大系によるが、必要に応じて国文学研究資料館「館蔵和古書画像データベース(試行版)」<http://base1.nijiac.jp/image/>により版本(ナ4-173)を参看した。以下、版本についてはすべてこのデータベースによることとする。
- (2) 寺島員章氏「建部綾足『本朝水滸伝』出典考」(『論集 日本文学・日本語』4(角川書店、一九七八年七月))がすでに指摘している。なお、「梢」に相当する二六七番歌の原文は「木末」で、これは現在コヌレと訓まれているが、寛永版本の傍訓はコスエである。すでに契沖がコヌレの訓を提出していたが(『萬葉代匠記』精撰本)、綾足は考慮しなかったことになる。ちなみに『萬葉考』は「末」を「末」の誤りとしてコノミと訓むが、当該歌を含む卷三の注釈は未刊で、仮に賀茂真淵の草稿がすでにあつたとしても綾足の目にふれなかつた可能性が高い。
- (3) 関西大学出版部、一九六五年五月。
- (4) 前掲注(2)論文。他に、久保田淳氏は萬葉歌を典拠とする箇所を新たに指摘して新大系の遺漏を補っており(『綾足の『本朝水滸伝』と馬琴の批評―文学の流れを遡る(十二)―』(『文学』八二二、一九九七年四月)、奥野美友紀氏は一連の論考で萬葉歌を踏まえた和歌が物語を構成していくことを詳述している(『本朝水滸伝』の和歌」(『都大論究』三六、一九九九年五月)、『本朝水滸伝』論―近世的歌物語の創造―』(『江戸文学』二二二、二〇〇一年二月)など)。
- (5) 引用は叢書江戸文庫5『前々太平記』(国書刊行会、一九八八年八月)による。ただし、正徳五年版本(ナ4-140)を参看し、訂正したところがある。なお、引用箇所「道祖王」の傍訓に「(ミチ)ノランノキミ」がみえる(巻三・五丁才)。紅林健志氏の『本朝水滸伝』の典拠と方法」と題する研究発表の資料によれば(日本文学協会第二七回研究発表大会、二〇〇七年七月。拜

聴していないので詳細は不明)、同氏は「日本王代一覽」が「祖」の字をランと訓んでいることを挙げており、「本朝水滸伝」の直接の典拠を「日本王代一覽」とする考えのようであるが、その点は根拠にならないことがわかる。

(6) 前掲注(5)書、板垣俊一氏による解説。

(7) 天平宝字八年九月条(前編卷之十一)。元禄十一年版本(ヤ1—25)を引用する。ただし、漢字の字体は概ね通行の字体に改め、句読点等を適宜補うこととし、傍訓の一部を省略することがある(以下同じ)。ちなみに、延暦八年六月条(前編卷之十三)に「征東將軍古佐美副將軍広成」とみえるのは「続日本紀」によれば同一人物である。

(8) 寛文三年版本(ヤ2—101)を参看した(以下同じ)。

(9) 天平宝字八年九月壬子条。原則として明暦三年版本(ヤ2—10)を用いるが、文意が通るように改めた箇所がある(以下同じ)。なお、広成は武蔵国入間郡の人で、後に入間宿禰の姓を与えられたこと(神護景雲二年七月壬午条)、久しく征夷に従軍し征東副將軍まで務めたこと(延暦八年九月戊午条)などが知られる。

(10) 天平宝字八年九月壬子条。

(11) 天平宝字八年九月条(卷之二)。前掲注(5)、紅林氏はこの点も「日本王代一覽」との関係を示すものとして挙げている。

(12) なお、第四条に登場する矢田部老は、実在の人物がそのままの名で用いられた例であるが(ただし、「老」を「日本王代一覽」・「本朝通紀」・「前々太平記」は「おきな」、「本朝水滸伝」は「おゆ」と訓む。「続日本紀」は振り仮名なし)、その立場が押勝の配下から官軍の将へと転換されている。

(13) 「和珥部臣君手」とあるが、これは「日本書紀」の表記である(天武元年六月壬午条・同七月辛卯条)。「続日本紀」大宝元年七月壬辰条に「和尔部君手」とあり、「和尔部」の表記は他にみえない。新訂増補国史大系本は「和尔部」の下に「臣」字を補ったが、新日本古典文学大系本は「和尔部君手」として「臣は天武十年以後の賜姓か」と推測している。

(14) 前掲注(3)書。ただし、挙げられたのは「続日本紀」でなく「日本書紀」の賜姓記事で(天武十年十二月癸巳条)、そこには「書直智徳」とある。なお、「日本書紀」の寛文九年版本(ヤ2—24、以下同じ)では当該条の「智徳」にチトコ傍訓が付されており、「続日本紀」の版本にも音合符がある。字面をそのままにして、訓みを「ともり」と改めたのが作中人物の名であるというのが正確だろう。曲亭馬琴もこれに類する手法を用いている(「南総里見八犬伝」九輯五十三下・回外剩筆)。

(15) 惠美押勝は物語のなかで「藤原惠美押勝」(第三条・第六条・第十七条・第二十条)、「藤原の朝臣惠美の押勝」(第三十九条)とよばれることがあるが、他に複姓の人名はみあたらない。第三十九条の書き方からして、綾足は複姓について正確な知識をもたなかったのだろう。

(16) 鳥麻呂は無位から本位従五位上に復しているところから(神護景雲元年七月壬子条、押勝の乱により位階を剝奪されたと推測される人物である。しかし、綾足がそのような考証を行ったとは到底考えられない。

(17) ただし、「天手力男神」または「手力男神」とするのが正しい。また、「日本書紀」にも「手力雄神」がみえる(神代上第七段本書。同一書第三に「天手力雄神」)。

(18) 「高橋朝臣」が選ばれた理由には、「日本書紀」に壬申の功臣としてみえる膳臣摩漏からの連想があつたかもしれない(天武十一年七月己酉条・同月壬子条)。ただし、膳臣が高橋朝臣に改められたことについては、『新撰姓氏録』左京皇別上などによらなければ知りえない。

(19) 「建部綾足全集」第四卷(国書刊行会、一九八六年四月)。「略注」・新大系もほぼ同じ。

(20) 静嘉堂文庫編『本朝水滸伝後篇 由良物語』(国立国会図書館管理部、一九五九年三月)および前掲注(19)書の校異は静嘉堂本の本文を「娘」とするが、「娘」には「始」とよく似た字形があり、ここでは「始」とみなした新大系に従っておく。

(21) 顕宗即位前紀清寧二年十一月条。

(22) 景行二十七年十二月条。ただし、ここは「古事記」によるものとも考えられる。「本朝水滸伝」にとつてはどちらでもよかつたのだろうが、『古事記』・『日本書紀』のどちらに直接よつたのか、あるいは綾足の記憶から出たのかといったことは、細かくみても判断できない場合が多い。

(23) 神代下第九段一書第一。右に同じく『古事記』によるものとも考えられる。

(24) 類例として、第二十条に月経をさす「宮醋姫」(尾張国熱田太神宮縁記)によるか)という表現がみえる。

付記 桐生第一高等学校の定方美恵子氏の助言により本稿を執筆した。記して感謝申し上げる。

(文学部助教)